

白鷹町地方就職支援金の交付申請に関する誓約事項

- 1 地方就職学生支援事業に関する報告及び立入調査について、山形県及び白鷹町から求められた場合には、それに応じます。
- 2 以下の場合には、令和 8 年度白鷹町地方就職支援金交付要綱に基づき、地方就職支援金の全額を返還します。
 - (1) 地方就職支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合
 - (2) (在学中に交通費を申請する場合) 地方就職支援金の申請日から 1 年以内に地方就職支援金の要件を満たす職への就業を行わなかった場合
 - (3) (在学中に交通費を申請する場合) 地方就職支援金の申請日から 1 年以内に白鷹町に転入しなかった場合
 - (4) 地方就職支援金の要件を満たす職を就業開始日から 1 年以内に辞した場合(ただし、退職から 3 か月以内に県内の別の企業に就業する場合を除く)
 - (5) 地方就職支援金の申請日、本町への転入日又地方就職支援金の要件を満たす就業先への就業開始日のいずれか遅い日から 1 年未満で白鷹町から転出した場合